

# 長野日英協会会則

## (名 称)

第1条 本会は長野日英協会（以下「協会」という）と称する。

## (目 的)

第2条 長野県とイギリス、ならびにイギリス文化圏の人々との交流を通して相互理解を深め、友好親善を促進し、両者間の文化・芸術・経済等の交流に寄与することを目的とする。

## (事務所)

第3条 協会の事務所は（社）長野県経営者協会内に置く。

## (事 業)

第4条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナーの開催等相互理解を深める事業
- (2) 地域交流会の開催等文化交流を促進する事業
- (3) イギリスの文化・芸術に接する機会を提供する事業
- (4) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同する法人会員及び個人会員並びに協力会員とする。

## (役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 運営委員 若干名

2 役員は総会において選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

4 運営委員会は必要に応じて顧問を置くことができる。

(総 会)

第7条 総会は会長が招集する

2 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算および決算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他の重要な事項

3 臨時総会は、必要に応じて開催する

(運営委員会)

第8条 運営委員会は年2回以上必要に応じて開催するものとし、協会の事業を企画・運営する。

(会 計)

第9条 協会の事業運営に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、初年度は設立時から翌年3月31日までとする。

3 協会の会費は、年額を次の通りとする。ただし、協力会員にあっては、徴収しないものとする。

- |          |    |                |
|----------|----|----------------|
| (1) 法人会員 | 1口 | 10,000円 (1口以上) |
| (2) 個人会員 | 1口 | 3,000円 (1口以上)  |

附 則

この会則は、平成24年 4月 4日から施行する。